

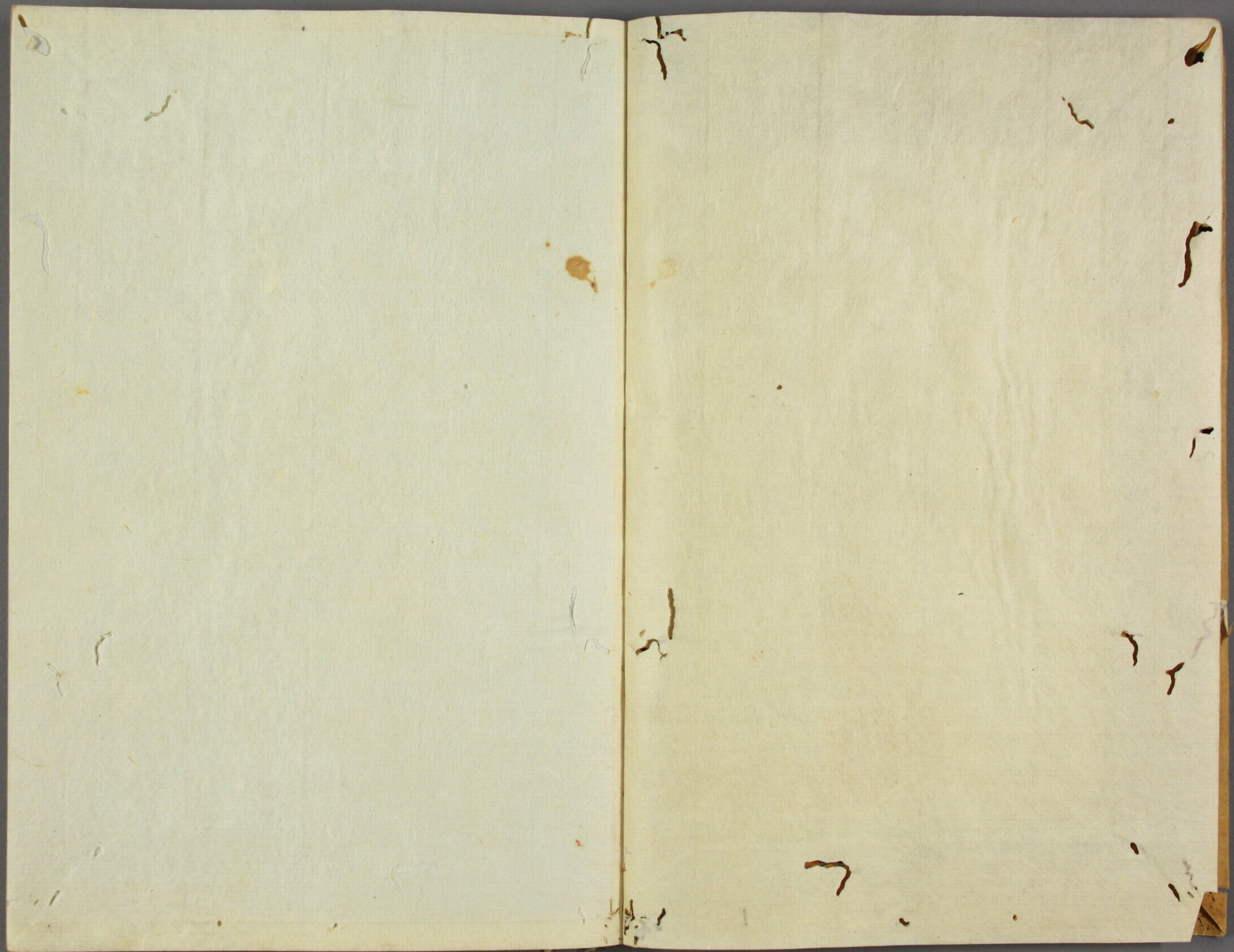
河海抄 第七

若菜与下 卷九

柏木 卷十一

横巻卷十二 致出





河海抄卷第十三

第廿 若菜上 卷名

一名ハコ鳥深山木ニ子クフカタルハコ鳥ノ故ニ當流不用之

一部内立上下

正六位上物語博士源惟良撰

小松原末ノヨハニヒカレテヤ

聖辺ノ若ナモ千ヨヲ摘ヘキ



廣

唐書例

礼記上曲礼上檀弓上尚書 大甲 盤庚 說命 秦誓 荀仁

周礼 天官 冢宰 以下之卷々ニ有上下

漢書一高祖紀上々々下 後漢書列傳上和語例 日本紀上

神代上下 檀物語欄之上卷亦第五吹上之上吹上之下十二國讓之上十三

同卷下高欄之上十五同下 和漢之書籍上下ヲ分ツ例如此其中ニ作者

從始上下ヲ有被分後人之有為追立歟 礼記之曲礼上下ハ後人分之

檀弓上下ハ記者分之此故ニ曲礼第一卷中ニ上下ヲ立檀弓ハ中ニ上トシ

三ヲ下トシ之所詮上下ヲ分ル本言ハ一巻トスレハ巻軸多キ故ニ每別爰記

礼記中三正義曰實鄭目錄云義同前篇以簡策繁多故分上下

二卷云亦片廿卷ニ上下ヲ分ハ後漢書列傳ヲ摸ル歟

朱雀院の沙門ありて、そのうち 藤原系ニ六條院ニ行幸有る人

あつて、くわくしとて 靈運 當運 伊弉册尊

少らつたとき、いせんがいの源氏より、おかりしもの

皇女賜源氏姓例 嵯峨天皇白妻貞姫正四位下 潔姫正三位 全姫尚侍正二位

善姬以上四人弘仁五年五月八日勅賜源朝臣姓 醍醐天皇時女御正三位

源朝臣和子永香殿 醍醐天皇之女源朝臣兼子源朝臣嚴子

宇多院皇女一人賜源姓

たもかふのむらびりげめて ワヒノロキテユル木ノ下ハ 頼カケナク紅糸敷ナリ

西なる沙寺は、李部王記云天曆三年四月十日御出家

遷御仁和寺院康子内親王所領也去三月十日御出家

さうじつをみまはさしかりぬべりなる 老スレハサラスワカレノアリトイハ 今ヨク、ニニクホシキ君哉

たよひさずへんや

さうじつをみまはさしかりぬべりなる 本ノ終

つんえいぐりこのむいり人ばよははかりける

以恨報怨事不可勝計

このみちられぬ 人ヤアコ、ロハヤニアラフ子ニ 子ヲ思フニ千ニヨヒ又ルナシ

かくまのむらあさけこ君 負親政要云太宗問魏徵曰何謂

為の君 徵曰君之所以明者無聽之其所以暗者偏信之

此材のゆきの後 友義葉卷ニ云條院へ有行幸志那七月廿日録ト有テ 此秋ト有如何

さうまかりし 年ヨリテト云心坎

かかんのつゆいづんのこも 如沙遺言也

サカ 六條院御系卷任各議

九歌 葵卷兼大将 貞信公昌泰三年任各議 廿一 安和二年

三月廿六日

ほごくのこれおぼえ 次之子

すのあぶ アタナル気色

すくも 控物語云彼各部心之沙子ハラトモイ

すくも ハスサシス而有人人 先チ見ニカノ君ヲサシテモタラニホシクサラフス我

ハスサシス而有人人 先チ見ニカノ君ヲサシテモタラニホシクサラフス我

タニホシナシニエニシテ少シ情アラシク女ノ心トバメテカノニコノ云々ハフレ
人ニハ如何ハサノミシモアラトミレハコトハリナリ

をんかのあざむきまんハ 嗚セラシク 嘲嗚心ナリ
おちらあびてをいらいあひハ 壓ク

類毛詩海
善仇近

周易曰君子ハ以族辨物徳

毛詩曰窈窕淑女君子好仇 註曰窈窕出閨之淑ハ善之仇求后有開睢
之徳是幽貞善之善也

云々日本紀

あうくあひ 平切額云云 利ハ易ク

ひしハ人の心たひらうて 平切額云云 利ハ易ク

かきおやのむらてがせ 平切額云云 利ハ易ク

いづのあびるいづのあひるハ 平切額云云 利ハ易ク

命媒妁之言 鑽穴隙而窺 踰牆而從 則父母國人皆賤之 寄言癡

少人家女 慎勿將身輕許人 白氏文集井底引

いぬづりさ 銀瓶止蟻奔也

昔もさうさうあびるハ 平切額云云 利ハ易ク

アアアアアアアアア 平切額云云 利ハ易ク

解未詳 人老政大に 康子内親王 延喜宮女配 九條右丞相 生閑院大政大臣 公季

あーくうらくふのあひるハ 平切額云云 利ハ易ク

私語 長恨歌

かきおやのむらてがせ 平切額云云 利ハ易ク

やむいふささまの人の 平切額云云 利ハ易ク

坊のあひるハ 平切額云云 利ハ易ク

そくわんあひるハ 平切額云云 利ハ易ク

李都王 礼云云 唐六年八月廿七日 上皇 沙乳母加賀命 告送云 院沙

惱 弥留 任人申 遷宮可宜 之由 去月一日 参二條院 依沙物忌 立西門外

業内人之去 廿日 治光急世 日晚 頗平云 六日 從今夜上皇 沙漸篤

十三日 此晚上皇 同絶 良久云 入夜 院近臣 告沙重由 系刻 遷奉

同十曾 落鏡入道

沙もがのつら 同記云 天曆六年 上皇 昌子内親王 初服袴 主上親

結腰絶々胎物後沙厨子所并備之朱漆臺四本以銀箔補胎同
小臺二本以銀箔大臺代備菓子親事家狀烏尾巾帶一腰書法四
卷朱雀院辨殿上男女官變々侍臣十餘人召弘徽殿南廊
給酒肴中宮職給禄

沙去つ

いかに殿のりてに

東宮机事曰後宮者素柏ノ扁床之柏殿者

皇后法在所也見九條右廂

三月二日侍朱雀院栢梁殿惜殘春

各分一字應探抄序太上天皇製探抄序

三月二日宴干池上蓋思古之

曲水也攝栢梁擬紫亭向花林而栽栢木皆是好用放樂詩畧之為詠風

月天節之所致之義也請各分一字將惜殘春云尔謹序詩畧之

沙記云康保二年十月廿三日己未此日行幸朱雀院入自永寧坊就

馬場殿乘輿移栢梁檢地喜聖代之例每秋幸此院而栢殿燒亡

之後都無此事而去夏新攝栢殿到冬別作已故設今日宴也

李部王記曰天曆九年七月十日太上天皇遷朱雀院扈從公卿及

非侍從兩馬助等給座栢梁西對

もはるくれきりた乃かぎり坂むけやアて

嵯峨天皇弘仁八年男女衣服用唐法

沙くゆいにはむほさかき 太后沙記云承平三年八月廿七日女宮

御裳奉給李部王記云承平三年八月廿七日康子内親王初著裳

成點小一條左大臣外記結沙裳腰滋野内侍理髮尚侍結本結即叙三品

隱蓑物語云大炊殿之沙袴之腰結ムスヒニハト所ノ宮達コナク文沙ヨソ

ヒシ紫檀之螺鈿ノ衣袴一ヨロニ入テカラノ綺ツイレカ名ラニシテ世ニ

タカキオヒ臣宮々ノツタへ給ヘルヲ奉リ給ヘリ

くく人びらむあごれ 為人而納教共納沙物也

そんじゆの大はれ沙ひさいそ物 若裳腰結ソモ尊者号歎可勅

さくあつ若瓜いさまつふれそむれ小櫛ヲ節さびよる

秋ゆけ宮奇宮ニテ下給時エナク又沙糺去内櫛ノ箱ナ有シる

さくつぎもれもろくあ代をツツ若楊の小櫛のくもさぶるまて

アミノヤ灘ノ塩ノキイ上ノナツケノヲクモサカ来ニケリ

つしまあひゆて 集 日本紀

ふのぎをよりりりりて沙いむこもれあがり二人あひそほく

文慶二年五月八日酉是夜太上皇落銬入道 李鄴三記云天曆
六年三月十日嘗多時朱書院 太上皇落銬入道延曆寺座主於大僧
延昌為和上法性寺座主於律師鎮朝為教教師剝法髮運照
阿闍梨勢祐已講為唄師 案之受戒編曆阿闍梨教授阿闍梨上等有歛

ゆきやまみちて 動
沙羅びりのりみふかどころいふむらでことわりおれ法がひびく
ささまりほくもどまことあがど天皇あがしほあけけりり法りど

右上天皇封戸二千戸勅旨田千町

我世ヲ今日カ明日ハトニツカヒテ涙ヲ流シテツレカケン
人ノ世ヲ老リテハニシニシカハ今日カアヌカトナケカサニシヨクモ業

すゑのせれまきけのきと健彦
いめこのたらしをすけつもせぬなりつさうれみふぶみ人を多び
てさうとぬれこけしほつにづいにはほりけり 忠仁公事有
まことと人ふへふみあつぬ月日れさつら

日月流遷 歳不我與 毛音 日月逝矣 歳不我與 見論語
ねほりまきり君ふせんぞもそ 先世ラレテ也

沙あつどのり積をし物あて 内膳月西階供淨膳其膳供精進物延表

アムシハ如失ら之飯コト也 或説アルシノ院法持沙精進ナレハ御アルシノ
コトク精進ト云歟 今景議也 飯名也

わんのゆがふせんさうけづんまていさうらあど 淡香沙鉢之
をぞてよめんららとまゆたがひいつるさうもあくをあつら
人のかうらほゆがとむらさうさういであら物かめるを

魯平公將出壁人臧倉去情曰他日君出必命有司所之今棄輿
己加焉有司未知所之敢請公曰將見孟子曰何哉君所為輕身以先
於匹夫夫以為賢乎 礼義由賢者出而孟子之後喪踰前喪君
每見焉公曰諾 命ラスンサキユメヨキミ人 中コトキ、タツナキミ

うけりげり 呪咀之ノ口フニ 伊勢物語ニ昔宮ノ内ニテアルコタチノ
高ノ前ヲ渡ケルニ何ノ雉ニカ思ケンヨシマ草葉ニナラシサカシ
ト云男 罪モナキ人ヲウケハハワスレサヲカウニソオフト云ナル

ことごとく加はけきく法がれり 照宣公甲賀尋在古今
集貞親十四年之貞辰親王四十歳同前此外之例多 御記云

延享三年十月嘗是日於西方賜尚侍殿系於四十第賀未
到撤西庇障子渡殿部殿西庇自南四間鋪淨座西第之間鋪尚侍
座南

二月廿九日... 復カサフ 論語

沙院事 延長二年二月廿一日太極若菜奉入之廿五日甲子此日自院賜子日之宴
寤院甲子日自摘若菜奉入之廿五日甲子此日自院賜子日之宴
云内宴記云弘仁四年始有内宴唐太宗之舊風也二月二三日間
有子日之件日行之藏人或清涼記云廿日註曰一二三間若有子日
使用之倚松樹以摩腰習風霜之難犯和菜羹而吸口期氣味之
克調菅廬相庭後 十二種 若菜 菖 苜 芥 蕨 薺 葵
蓬 水蓼 水雲 芝 菘 此中菘有様々說 白河院三奉松人り
允例事ト有御之 大外記師遠小大根之由申ケル其説ヲ被用由
舊記見ケル 七種 薺 薺 芥 菁 御形 須々代 佛座
從四十始而數滿賀スル 春始若菜ヲ摘テ是ヲ便テ祝之古今ニモ

仁和帝人ニ若菜給ケル所歌アリ是モ賀シ給ケル

このころの... 放出箱ノ各ナリ

壁代亦防壁地敷 首脇息 此卷以上二條院ニテノ淨賀ニモ

倚子ヲ立ケリト見ヘリ是ハ畧シ先義歟 地鋪更 御記云延長十六年 當

御座南庇鋪地敷二枚其上浦幅帛備系踏所首事同淨記行幸院

西向東座當同庇茅一間皆用地鋪首脇息同淨記云立時繪大床子

三脚一其上立沈香 脇息一脚

螺鈿造長六年淨賀淨記云母屋前立二尺座時繪淨厨子四基二基内

淨法殿同十六年淨記云立三尺時繪淨厨子各納淨服冬夏各五具也

二階一脚南上並火取湯汁坏者基中階座 一脚北並厨子二脚東並梯
皆挿頭臺也下並礎筵一合次並唐梯匡次鏡臺也

沙加のたのむらんをきくつゝさめををつくゆふじ
こしかのよし一切物故者スアヤヤ定家ノ説人是モ木ノニキ目ナリ

一ノアアキヤモ延長二年二月廿五日沙加沙記ニ南廂自東第
四間立挿頭机一脚有銀山銀水金銀花樹等

そのつらびく 雨麗

大物りつらつかでふふ清淡がさそんそそやうかかやうに
ありまげがものおふんやうクハニミナリワケカミモカク又
君ナラシテカクアキ鬚黒大将之真木柱之

同胞之男子二人十二歳之是ヲ振分髪ト云歟

人よりことよそへん流けるの記りび上東内院ヨリ六十賀シユナニ給

ケル時後侍カシル人ナカリモハク少法成寺入道前大臣在栄花
物語

小松末れあひひれてるのづれがさそんそそを摘べり

春日野ノ若菜ナラフト君カク
年ノカスシモツニトソノモフ

おろりてさくくろくことよそへんおろりびつゆとら

雑役 籠物四十枚 折櫃物四十

いかりけくろりりかのゆあゆ物まじり 延長十六年沙加沙記云請中勢卿

親王上野太守親王太宰帥親王行酒干時左衛門督藤原朝臣奉
有命召坏属給即進坏飲訖強舞 延長中記曰采女調和若菜
羹供進采女亦以供進餘羹給侍臣盛中境置中盤控物語云
銀ヲ提ケニ若菜ノアツモノトナハ

おぼんつらびく 沙加也

朱雀院の沙くそりれり 沙加事

かくんかかめりさそん 延長十三年尚侍賀沙記云命侍臣令奏絃琴
自弾和琴中務御親王彈琵琶克明親王彈琴云不召樂人
此は例歟

わごんかめりさそん 延長中記云沙くことかり 秘之

かきわかかぶる 固辞

よどのつらびく 継嗣 和琴 和名曰日本琴 萬葉集俗ニ用和琴

二字也未止古止譜序夫和琴が依が如之秋然不我漢字之書也
上始自神皇下至人倫之吟公宴庭私遊之時無不わぢり但云調子
云拍子暗習曲不傳案譜云云亦嵯峨天皇別此曲仍之尚侍廣井女
云云後頗中修承和聖主深好神琴召慈賀善門於階下習御其曲

お城のこぼれ雪をさびびやふくらむくしは

子城陰處に殘雪 御鼓聲前未有塵 塵樓曉望 白乐天詩

たうみらとをなごつるさしはけきととも 本ノ侍

ともしまりおられ 降初て友待雪ハムタミノワカクガミノカハナリケリ

さくりに梅して 折ツ袖ヨリ白ハ梅花アリトヤコニウクヒスノナク

かゝてかくおひつりにおひりして泣いけん 梅カ香ヲナクク花ニ白ハセテマナキカ枝ニサセテシカチ

アラササキノコトハニモ女三宮ヲハナコノオモキライセ又心ナシテ

ナトアリオササオサナシクモノハカサシトキコエタリコレモオヒレタ

ヨシヲ子オヒレテナトイフマナリ

えみりあつととこえ 笑ハ 常ニ咲給次

ひらひらのふも清せりあり 此上号自此始

宵みしげさうあふも入りまこれほ 世ヲ自ニハ又山路入ニハ 思人コリホシナリケレ

本文脱カノ二條之宮 朧月夜尚侍在此所 太政大臣旧宅

心のとらんも井少とまづ ナキナト人ニ云テ有スヘシ コロ向ハイカノコトヘン

ふちみ 村鳥ノタキニ我名今更ニコトナシトモシシアラマヤ

たまも 和泉守ノ和泉國ノ名所ナレハ

平が 春池玉モニアラウ鳩鳥ノアシイトナキコヒモスル哉

見 平仲ハ定文ニ殊ニ志有申ラ

在 見ハトテ硯ノ瓶ニ水ヲ入テモチテ目ヲ又ラシテ鳴ニ子ヲシケルト云リ

泪 在末摘花卷

志 モル人ノ有ハ固ト相坂ノ 世キモトメ又我泪カナ

コリスニ赤モと名ト立スヘシ 梅サセトフカサミシラ又潤ヤレハ

スニクカテ又世ニスニハ イロヲハ人モシラシトナモテ

コトニシタカフコトナラナリ 貫之之藤ヲ淵ニ寄タル例ニ

人 人シレ又我通路セキ守ハ育クコトニウチモ子トシ

ワ ワスルラント思フコトヲウタカヒニ有シヨリケニ物ヲカナシキ

シ シツヤシツ賤ノヲタメニキクリカニシ

カ カシライニナヌヨシモカチ

青 青ハノ山ノ色ツクニハ

白 白ハ後成リ水鳥ノ

青葉山童蒙抄ト云物ニ入若狭國名所清輔抄ニ陸奥國或亦
尾張國ト記セリ但是ハ夏フカク茂リ久青葉山ヲ云見テ浮橋也
六帖并ニ其心攷

東宮の母の御心
東宮之母女御之心古今ニ二條ノ
右ノ東宮之御休所ト云モ春宮母御休息所也

同日の御心
我宿ト云ム吉野ニ君ニ入ハ
同シカサシヲサシエリハセメ
女三宮母儀源氏宮皇孫此系上之シハナレハナリ

神月
延長十三年十月十日此日於西方賜尚侍藤原朝臣四十策
賀李部王記云延長四年九月廿八日京極清息所奉仕法皇六十
賀延長五年二月廿五日彈正親王為民部卿六十賀

於桃園宮設法會奉造茶師佛像奉寫茶師金剛
壽命般若心經延長七年九月十七日左大臣諸息四人共於
法性寺設五十賀會其義本堂毗盧遮那像前安並銀茶師
如來像天曆三年三月十日有兵衛督師氏郷為大相國貞信公

七十賀於法性寺尊勝堂修此會七佛茶師像寫金字壽
命經七十卷已上李部王記

さいごの...
最勝王經十卷題目金光 金剛般若一卷題目金剛般若 壽命經一卷題目

廿二の...
御賀試樂日也ト云ト云一説云御年
之猶タルヲ拜見ノ心也

沈花足ん
置物机唐羅末
濃霞

之四十賀...
平張

吾即床子時未
延長十六年正月五日試云

一刻之樂行事 泰議保忠朝臣等樂參着座

まんがのびくわくどろしめどしめ 万歳樂 拍子三十二 長秋宮横笛

譜云本皇之舞七帖而今世舞五帖 奏出入用調子 隨煬帝作

こまのびくわくどろしめどしめ 萬歳樂 拍子三十二 落躑 南宮譜云

昔善舞此曲者有伴田磨 古亦小曲 淨記 延長六年十一月廿日 先奏

萬歳亦次蘇合次皇慶

いりあや城 舞方所綾手故曰入綾舞入

小のまんごらるべたり 今時執政之室家ヲ小政所ト号是ハ已院号

以後之但日來執政之時北政所別當ヲ被任シライニミウキ院中ノ

次ツルニ給ハ又ニ依テモトノコトクニテシカレカ院号ノ後モ猶

オトト云リ此心歎但紫上ウレシク本臺之由ハ見ハサレニマ寢殿

シモナルマヤアリテソタテ給ハストミハタリ 然ハ北政所之

号如何猶可加候歟

ちとせのびくわくどろしめどろしめ 川ニマスムルノイツ又キカハニマスムルノ段 スムルノスムルノ千年

ヲ兼テソアワヒアル子トセラカ子テソアワヒアルニ段

あつむのびくわくどろしめどろしめ 吾君在位己五載何ハ幸ヲ其中西去都門幾多地吾君不

遊深意一人出テ不容易示宮後ヲ百司備八十一車千万騎朝有

宴飲暮有賜中人之産數百家未及充君一日費吾君修己人不

知不自逸兮不自嬉吾君愛人人不識不傷財兮不傷力驪宮高兮

高入雲君之来兮為身君之不來兮為千万人 白氏文集 驪宮高

志ツテのナリあまの経 淨記云延長十六年十二月廿日中務卿親王奉

為院淨等賀奉与壽命經此日於仁和寺設法會

素ののびくわくどろしめどろしめ 李部王記云延長四年十二月十九日内裏奉修六條院御六十

賀誦經平城七大寺合布六十端近京七寺省六百足則於朱雀

獄賑給初依例奉仕御賀然自彼院有淨消息停止如故是已

御記云延長四年十二月十九日壬寅昔奉為太上皇息災 增寶

御記云延長四年十二月十九日壬寅昔奉為太上皇息災 增寶

御記云延長四年十二月十九日壬寅昔奉為太上皇息災 增寶

御記云延長四年十二月十九日壬寅昔奉為太上皇息災 增寶

不加刑疏云老少之人皆少智力但是被教作罪皆以所犯之
罪坐所教令者

おとしこみこしあつた明石中宮今上后東宮母六條院
清女母入道播磨守女皇太后宮

あつた醍醐天皇
御母ナリ内大臣高藤女母交野大領記弥益女

あつた復尋常也九條右丞相記云女房等各着白裳唐衣冷泉院
訃解諸殿日時以後七箇日每日在之

あつた乳母大和奉社清湯殿依此女能知此道之故平中納言室管根

七りの御あつた後のかせは

新儀式云皇后有御産事先遣中使被奉向之七夜仰内藏寮
令設御饌有賜禄或倉院設
食少女清更衣産所七夜遣使賜物
九條右丞相記成刻藏人以内院以有相外臣为勅使有給物強

二十匹絹八十疋白三十
赤二十綿二百疋調布三百端件給物似過差

朱雀院中宮内裏藏人所式部卿重明親王左大臣右大臣大納言
藤原朝臣顯忠左衛門督源朝臣高明大夫藤原朝臣師尹治
部卿源朝臣兼明授亮源朝臣雅信授亮藤原朝臣有相一品
康子内親王女御 日記云同清時令奏

あつた祖母名

源氏院号ノ後ナレ氏猶日比中付先任ニテ以負心ニ此物陪中以此
事多シ哉先段説

愛

あつた拾遺記云帝信之常夢吞日

則生字帝王年代曆曰晋懷帝時前趙劉聰字玄明張氏
夢日入懷十月生聰

名もあつたれんつを思ひて

拾杉権衛居而地水草遷移後

漢書檢擗牧居千邊地水草遷移後

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

大鏡云院より大宮ニキエテ冷泉田融不審
可助故道長云トシヘニケルモシカリケリ

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

變化 四生本化生心歎

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

封菴

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

給心歎 身ヲステ、山ニ入ニシ我ナレハ
ケニククランエトモシラレハ

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

いづりりぞんあつたれんつを思ひて

けふ公 常在靈鷲山心へ佛假滅度仕給へ正常住此不滅ト説レ先薪尽ハ

併涅槃之身へ佛此夜滅度如薪尽火滅之説也

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

名もあつたれんつを思ひて

家風 ヒサカタノ月ノカウヲモアルハカリ

さしあ 家ノ凡ソモフカセテヒカサ

深山 若

果鳥 箱鳥 或白鳥畧名也云云

美作國 ツルキ山ト云所ニ相見し人ト云人之婦子ヲタイテ山中ヲ行テ

鷲 ニトラレテハヤコトヨビ死ニ死リ先故ニハコトト云云ハコトハコト云

深山 木ニ夜ハキテ又ルハコ鳥ノアケハカハラシ変シコソオモヘ

アサ イテニキナクハコ鳥ナレタモ君ニコフレハトキリスヘナク

このあ 若痛

少 長恨奇ニ見タリ

凡 ニカキカハラ名所ナラ子氏

御垣 ニヨセテ云 十六日 殿宴アリ

あや 子代ニテモ咲リ始ルハサクラ花

は ニカキカハラニホリウシヨリ

例ノ書

い 白雪ニモ梅モアルモソシ

若菜下 此名之各ニテウツ云云

オナ テテ何ニロヒケシノ奇ニ見タ 尚流不用之

こ ウレシキ

殿 西宮抄云殿上賭ヲ前後

中 然便所各為出居所云 設宴定陰陽師出居 奏内解除事 召云

作 事主上射場射午着坐王御依召定方人奏前後奏出居令然

矢 取渡的付着坐籌判着坐召方々被仰度敷念入賭物主継射勝方

并 王御以下主継射錢士惣物上御召所掌令書分前後所掌著的

付 坐侍座次ノ射弓有中科人云 李部王記

天 曆五年三月十日殿上賭ヲ忌月事賭ヲ云月十日於弓場殿

射 之四府公卿以下束帯

このかんにかゝるまゝをぬるべしと 的射之古今ニ思ト千ニト并セ凡ハ

ト云ハ回庵并二介先之 詩園樂ナト作り其ラ今 的射ニテイル

左之の犬ぬるるをかくしめてまじり込ばすけしらの中が

歩射騎射るる 歩射 李太尉歩射法云夫射以自先領之持心射之

歩射和名加知由義 今案持心者の名乎

みかまへへか人の心りけてこまきくまか

えんかきけもれども 西宮抄云 賭弓注進 出魚物 藏人持出結付

柳のをもむらびりてはつこもれうけりていん

史記曰 楚有養由基者善射去柝葉百步而射之百發而百中之

左君歡者數千人皆曰善射

人みてむらるるやまひハ 古人の冊ニ批点ナト云ハ聊褒貶シタル

心ハセハテニツカレシキトハ人ニホメソシラレニキト云歟

ろくろのりぬへる如くめんしと 無論 東宮ニ宮ニ似給キ

あのことと柳つかれしり 如業

うちのさゆ 寛平御記曰 寛平元年 朕用時述猫消息曰 驪猫一隻

太宰少貳源精祐滿来朝前於先帝受之毛色之不 餘猫之皆

法也此猫除其毛色之形容似韓盧長尺有寸高六寸許其

尾也小如稚猫之伸也長如張弓眼精品其針芒之乱眩鋒直堅如起

不搖之伏卧時團圓不見其尾宛如坵中之玄壁之行歩時寐寔不

聞音其恰云云上之黑龍性好道行時合五會當依其尾着地而聳

背脊言二天許毛色悅沢蓋由是乎亦能捕夜鼠捷於他猫先帝

愛執數月之後賜之干朕之按表五年于今每旦給之以乳粥豈帝

取枕能之翹捷因先帝所賜雖微物殊有情お懐育耳仍曰汝會ニ

陰陽之氣備支竅之形以有心寧知我子猫乃歎息舉首仰睨

吾顔似咽心盈臆口不能言

ちよび一ふにわさやほしきよの 秋ノ夜ノ千夜ヲ一ヨニナセリ氏

うののまをちてけらあをさそ 四位紫 五位緋 六位緑袍

せんくのあさたわをあびのたりて 折敷之面ニ張る絹モ居ナレハ鈍色ナリ

あつしこらきり 後言ウシロニテ云意

神室

技入きのさうどふぬをよかけらるれはへ 長恨奇傳云

男不封侯女作妃君者女却作川楫其天下心羨慕如此

まはのり 春秋行幸朝觀之礼記云春見云朝秋云觀 孟子曰天子

通諸侯是狩之者巡所守之諸侯朝於天子曰述職之者述所職也

非之者春省耕而補不足秋省斂而助不給

由はりすけ 典侍唯光朝臣女 玉醫ヲ源氏ノ思ハレル

こつびき 後昔ノカケケキスナラ思ハレ侍マ

いほ 齊 日本紀

白氏文集曰十三年坐對山唯將每入間齊時往聞鐘笑一食

如何不食兩隣康仲曰酒心且奇防患日戒 延表云奇稱片膳

齊宮寮 萱家清集云欲囊生薑稱茶種竹菴昆布記奇儲

人の心 心知 心調

童孫王

おもしろ 曲 琴之大曲之春ハ角夏ハ徵秋ハ商冬ハ羽土用ハ宮之律ハ寒呂ハ温之

分清濁語五音法也 蔡邕女訓曰舅姑若命之鼓琴心正坐操琴而

奏若問曲名則操琴與對曰其曲小曲五終則止大曲三終分琴有大曲中曲

也出太平御覽尚書曰聲依詠律和聲 律謂六宮十二月之音氣之主也

聲律以 和也

あ 由按 押之 手は

宮女懷妊者數月

之前退出者月事者祭日以前退出宿廬不得上殿其三月

九月案齊預前退出宫外物忌令之

十一日すくすくまじり流るるにせりてと十二月十一日神今食事歌
冬乃の月に入らたがしめてたまふ二月十日神賀歌イ 枕草紙ニ寒物十

女がくんとせん左傳襄公十一年曰鄭人賂晉侯以女 晋侯以

示之半賜魏絳史記曰孔子為政齊人懼 韋鉏乃選齊國
中女子好者八十人御記曰天德三年十月十九日召内教坊
妓女十人令奏絲竹

あきのかざりめて秋云五位壯衣束之青衫事之云云青磁

是ハ茶碗名之其色ニ似ルモ之葉之襖子秋延花三年正月十日
踏哥律記云哥次給掛舞人給掛召人藏人所人等給襖子云云

うららのあきで装束ウチテキウツル本義之傳ウチ殿トテアリ
あをめであきのあき青丹万葉ニアラニヨシナラトスリ昔彼所ノ

土アラクアカリケルニテ土堅クツクリソメ元ヨリ云初花ニ説ニ緑青
控物語ニ春日祭ニシモツクハアラニ、柳重キタリ云云

えんぢのうらら紺地袋ニ

あまのかくこ本ノ伝 けいけい

あまのこ本ノ伝 けいけい

あまのこ本ノ伝 けいけい

あまのこ本ノ伝 けいけい

あまのこ本ノ伝 けいけい

あまのこ本ノ伝 けいけい

清ウネトハ上臈ノ心ナリ或云琴ヲ枕古之勞ト云歟但是ハサモキニハ
サレ歟此物語ニ人ノシテラ臈トイハルコトアミタアリ

二月のあき不勝鴨 白鳥文集 紫記云少将ノ君ハソコハカトナクアテニヤニメカシク

うららのあき二月ガリクシテリ柳ノサニシテリ 具平歌ニツツノ凡ニエヒク者柳ノ

あまのこサククヨリニサレ花ニキ春サレハ アタシクサホモノナラヤクニ

あまのこアタシクサホモノナラヤクニ

二月の花楊のむらみもぐさそとる 橋ハ三十八花サノ葉サハ
枝ニ霜ツケト三ト三ト三ト六木

こころのつしめくさぐさや 後

ゆきまらぬ月をいづる 後

春宵一刻直千金華有清香月有陰影官樓聲細

鞞院落夜沈 蘇東坡

女を去をあくる 其感陽氣春思男
男感陰氣秋思女

いみじく人れ 春秋ノ勝負ノ一ナリ

昔ヨリ云シヲキル一ナリ
ワレテハイカニイテハサタカ

物の 曲

呂ハ春ノシラハ 律ハ秋ノシラハト云ク

のかりて 上代

あざ 朽 論語ニ見ヘタリ

さむら 白虎通曰琴者禁也禁止於邪氣以正人心也

文選曰曠三奏而

神物下降何琴德之深哉 馬融琴賦

い 天地之和亦曰移風易俗天下皆寧

か 言未用即心

し 又理和陰陽亦曰孔子曰安上

み 治民莫善於礼移風易俗莫善於樂

い 所言此孝經載孔子

た 文選琴賦曰

い 至人據思制為雅琴

あ 亦曰能盡雅琴唯至人

あ 至人

あ 大周正樂曰

あ 賀韜吳人也常夜彈琴感鬼神見舞數曲斯亦妙之至也

あ 五音得失事

あ 文選成公子安嘯賦曰

あ 爰徵冬隆既蒸

あ 夏周動商分秋霖春

降奏角分谷凡鳴條注翰曰熙美也徵夏音也故久矣此聲感
 燕至羽冬音也夏祭此声感嚴霜至高秋音也春動此声則林霜降
 角春音也秋奏此声感温凡鳴條也谷凡則春凡也皆音律至妙感
 應者如此者善曰列子曰鄭師文學琴於師襄子曰子之琴如何師
 文曰請嘗試之於是尚春而叩商絃以召南呂涼凡忽至草木成實及秋
 而叩角絃以激夾鐘温凡徐迴草木發榮當夏而叩羽絃以召黃鐘
 霜雪交下川地暴凌及冬而叩徵絃以激蕤賓陽光熾烈堅冰立散
 師襄曰雖師曠之清角鄒衍吹律亦以加之張湛曰商金音屬秋南呂
 八月律角木音屬春夾鐘二月律羽水音屬冬黃鐘十月律徵火音
 夏蕤賓五月律鄭玄禮記註曰喜燕也聲類曰喜熙字之
 控物語云トカケ琴ヲツカニツルニシト殿ノ上ノカワラクダケテ花ノ如クニ
 千八今一ツツカニツルニ六月ノ中ノ十日ノホトニ雪フスモノコトクコリテ
 フル帝大ニナト口キテノ玉フケニコノシラハハ珍敷キナリケリ是ハ
 丑イウケト云キ之唐ノ帝ノヒキ給ニカワラクダケテ雪降トナシ
 イヒタ此國ニハ未見又コトヲアヤシクメツラシキ人ノサエカト云ヒ

おまかしの身とめりかきふりけりゆめあはれむるあまふま
 秘しむりひかりなごいけりけりれをひく人よめり
 かしらひかんつけく 琴書曰堯徳堯彈感天神降聰儼然言
 和三至也故堯制神人賜 礼記曰夫礼樂通于鬼神
 靡也香散楚江頭 湘竹叢邊淚不收
 莫把悲絲寫離怨 夜深簾外鬼神愁 聽琴永願
 後
 楽家廿三部 琴經一卷蔡伯 樂圖四卷 琴操三卷 晋廣凌相所撰
 琴法一卷 趙耶梨撰 琴録一卷 琴徳譜五卷 雜琴譜百九卷
 琴用手法一卷 彈琴手法一卷 雅琴手法一卷 阮咸圖一卷
 三ふのねをまわしていらりゆめをまわす
 衆笑之中琴徳最優 文選愁叔夜琴賦
 出離

おまかしの身とめりかきふりけりゆめあはれむるあまふま
 秘しむりひかりなごいけりけりれをひく人よめり
 かしらひかんつけく 琴書曰堯徳堯彈感天神降聰儼然言
 和三至也故堯制神人賜 礼記曰夫礼樂通于鬼神
 靡也香散楚江頭 湘竹叢邊淚不收
 莫把悲絲寫離怨 夜深簾外鬼神愁 聽琴永願
 後
 楽家廿三部 琴經一卷蔡伯 樂圖四卷 琴操三卷 晋廣凌相所撰
 琴法一卷 趙耶梨撰 琴録一卷 琴徳譜五卷 雜琴譜百九卷
 琴用手法一卷 彈琴手法一卷 雅琴手法一卷 阮咸圖一卷
 三ふのねをまわしていらりゆめをまわす
 衆笑之中琴徳最優 文選愁叔夜琴賦
 出離
 のらうの志とまへん人もかく 佛智ニ毎師智トテアリ 祖師ニモ毎
 師独惜ノ人ナリ何ヲモイガヌ又レハ自得スルコト也

まきりとありしらくむのさすろくろひつてほけらる

冬ナカラ春ナリナキをハ
中カキヨリウ花ハナリケル
深養父 唯再テカケラセハ酒吞テ
唯再テカケラセハ酒吞テ
エヒキキト猶シカキケル

とつろのらあらしわ

五世ハ孫王ト云
唯再テカケラセハ酒吞テ
エヒキキト猶シカキケル

えいひかふこと カシコト云物ヨリモ酒ミテ
エヒキキスルニシテアラン
エヒキキト猶シカキケル

まづいこともしりぬ サカサニ三年モユカサナリモアハズ
スルニヨヒマヒニカスルト

後一條院之由御堂用白令聞給召明順直召向給明順帰家吐血死云

見榮花物語此等例歎

人よりささる 致仕大臣之柏木ハ嫡子ト云

あやしくなるく 墮竊 史記ニ竊

まこのみ 摩訶毗盧遮那 毘盧遮那 舍那 如次配法報應三身云云七取意

天武天皇四年始於諸寺誦經云李都王記云延長七年九月七日

左大臣諸息四人共於法性寺設五十賀齋會其後本堂毘盧遮那如来像云

朱雀院五十御賀ナハ卒寺有沖誦經之是常例之摩訶毘盧

舍那大日之彼西山之御寺五十寺之隨一トテ大日有御誦經云之彼寺

本尊大日由之ヲハリニト上リ先ウチニカセテハメツラキマワナレ

トモ心ハキスルニヤ古今ニモウツリモユクカ人ノ心ノトイヘリ同躰ナリ

ノ、字ニテ猶ス上ノ心コモル此字メツラシキニツキテ紫明抄ナトモ

様々ノ見シク又ナリ皆以今案之不足信用也

一説云五十寺ハ一寺ノ名云是亦説一寺ニテハ卒寺如之詮ナキニ

河海抄第五

第ガ一 柏木 卷名 柏木ニ葉守ノ神ハニサストモ
スナラズハキ宿ノユスエカ

大方面ノ我身ヒトツノウキカラニ

十八テノセウモウラミツル哉

野三山ニモトフヘラシ

花シチラズハ世モヘ又ニ

御符スル助ノツツク青ツラ

君ユソワレハホタシナリケレ

唯もりもせれ松をぬき ワケモヨニ心ニモノカチハヌハ 小野小町

ひらつちのいよそえぬ 名モチ年ノ松ナラナクニ

枕もうさぬ 相川ニクラ流ルリキ子ニハ

いす 夢モオチカニハスリ有

人 世ヲモ後ヲモイカニ如何ニモエシケフリノムスホホレツ

ぶ コリスニニタモオキ名ハ又ヘ

ぶ 人ニシカラ又世ニモスヘ

う オモオモカフ又心致

或物語云役小角住於葛城山相傳云能使鬼神汲水採樹若不用命即以此縛之云云文武天皇代人追此事歟 役優婆塞之説ヲ註云

木 神皇月凡ニ御系ノケルトキ

ニハカシマウシト書ク伊セ物語ニハカシマウシトカケリ オシマウシカンナキ

ヨロテ戀セシトイフハラヘトアリ 枕物語云宮大臣ニ聞ハ給此ホトカク

ワツラフ物トセツレハサリマウトヤンイヒケル

あ イハリ菩薩ニテハ未離執

イハリ菩薩ニテハ未離執

イハリ菩薩ニテハ未離執

あ 伊セ物語ニカルホトニ帝聞召付テ

此男ハ流ミ遣シテケハ此女ノイトコノミヤス取サハ一カテサセテクフニ

コメテシホリケレハ箆テ鳴

ま 子シコリナカメ世ヲハラウラミシ

思アリ出ニ玉ノアルナラ

か 夜アカクミハ玉ムスヒセヨ

あ 見若菜巻下

室よりくくぶよ 本伝

あやうきものあはれをいひて 蒼頡觀鳥跡作文字史記 帝王世紀曰

蒼頡亦像鳥跡始作文字史官之作蓋自此始記其言行策而藏之名曰書契

いづるじつれらざるをいひてかくこころしむるものなりと

ワカテラフコトハ色ニモアラナク心ニシテ口ニシカレ

れいむじつとむろとてて 毎朝

はんげものかたに 伴僧 華嚴經曰 手為伴文臺上之盧舍那ハ主業

けをせむらひぬれんはのせれつ 要集云有智之人以智慧力能

令地獄極重之業現世輕受愚癡之人現世輕業獄重受轉重

輕受註也出弥陀經

いづれどいふみなく 團碁 屯食等事 勅若菜卷

とこふらのさやを院せよとちやれりつふに 所々饗之 廳召次所

まづつるをまよりいふので 官司 中宮職

さよれ サラハ

あつかわれていぞとてはたり 李部王記云延長八年九月廿八日申刻

法皇御大持院奉訪上先是上詔待臣入辨備法皇御座用大

床子二脚鋪物上輦奉詔法皇臨清座傍脇息及誘男女別室

法皇臨幸加持事相似於此時沙法名事あり

けみらのやういふらんけをいふ 子ノヤヤ心ハヤニアラフ子トモ

をくれささいりみられざるものまゝありて 道理

まさげんつくるりのをいふありてありて 驗付く寛平法皇清加持

ノ事カ

おとものことし 源氏院号以後此卷ニモアノ院トモアリ 亦大臣トモ

女房ナトノ日に申付たん候ニ申タルヨシ歎亦殿ノ心歎此物語ノ

中ニモカヤウラウヲヤオシ

かぐくいふくくしあつていふこと 伊ノ世ニモアテシカミヲソモカク

まゝある人もあつて 樽ノミタニモナキコヒヲ泪セキアスモウミルカナ

こゝろのいぢらるゝいぢのけいぞとて 官息所怨靈歎 人獨ヲハ取カハシツトハ

いまあつらんとしてうらみとて 栄花物語ニ小條院女清顯光女

邪氣ニテ清堂ノ清々メノ久ク煩給テ終シテ口モ給其時邪氣
人ニ付テ今コソウレシケレトテ手ヲウチテ笑狂由見ハチリ妙ク歎

こゝろふいゝとていゝとらかりしとていゝふつとていゝをのづとていゝ
ゆゑふれんとも 栄花物語ニ粟田殿清病之中ニ開白ニ成給清悦ニ

小野宮殿詣給ヘリ先ヲモヤノミスオロシテヨビ入レ奉リ給ヘリフシカラ
對面有テミタリ心ケイトアモウ侍テトニハ一カリイテ子ハカクテ申侍
年比カナキニ付テモ心内ニ悦申テ侍ツトサセルトキオトハ悉クニモ
工申侍ラテ今今ハカク一カリナリテ侍ハ公私ニ付テ大小コトモ申合
思給ハ毎礼ヲモ不悖カラウラカキ方ニ案内申ツルナトコマカテ玉ハト
フトハモツカス清息指ナトイトクニケリ凡ノミスラ吹上ルハサマコリ
見入給清イロモタカヒテキラカニオハス人トモニエズコトノホカニ不覺ニ
成給ヘリ病中ノ平卧ニカセテ客ニ對面ノ事以下多相似

こゝろぼひびり 體ニ 莊子
とらもさるるわづとていゝとていゝ
いゝとていゝとていゝとていゝとていゝ
理心 現狀

わんの山がえのびくろのつとろ日 御賀試樂ノ見

いゝとていゝとていゝとていゝとていゝ 謙言

こゝろとていゝとていゝとていゝとていゝとていゝ 考辭勸事

やしくとていゝとていゝとていゝとていゝとていゝ
世皆不牢固 如氷沫泡焰幻世

春來夢 浮世水上泡 白氏文集
水鏡ノ清テウキセトナカラ
ナカレテナクモタケル、カチ

いゝとていゝとていゝとていゝとていゝとていゝ 大鏡云此清時ソカニ村上帝生オセ給元

御五十日之餅殿上ヘイタサセ給ヘルニ伊衛中將ノ寄ツカワテツリ給ヘルハトテ
オホスナリ 一年ニ今カカス今ヨリハトヨメリシ清邊事清門セサセハミシカカシテ
十サヨ イハヒルコトタテテ六百年ノ後モツキセ又月ヲユソニメ

うらめとていゝとていゝとていゝとていゝとていゝ

門陣之前テ御鷹トモハナタレケル

かろあつとせぬとすくせ危うくあつてよめつにかりや
コトミキハ愛せテ常ニ成行ヲ心ハ程ヲ物思ヒト

神志志げりるる神 日本記 神態

うらめしうもつとせハまづりつとせ
ウレミキモウキモコノロヒトツテ
ワカレ又モノハ泪ナリケリ

あまりせれことり成りひひまのふくくありぬる人のすくもとせ
トニカクニモハ思ヒヒカタクニ
ウツスニナハノタノ一スナニ

あつたまてふゆしぬしナヨヒスキタケハヒラユナリ

こころとくろとくろおぼゆるも峯雄 深草ノ世也ノ極シヨロアツハ
コトミハカリハヌミツメニナケ

あひまひゆりとりとくろとくろ春無花盛ハアリナメトヒミコトハ命ナリケリ

いまち柳の目みりむぬくひぬぬのひぬぬヨリ合テナクナクエラネニシテ
ワカサミタラハ玉ニヌカサ

むのふもげりもげり孝誼曰孝子之喪親也 父母没斬衰居憂 謂之喪親也

哭弗依礼漸衰 其戸若狹而不及無依遺餘音也

喪事簡素无容儀所以主於長也 親之喪ニカタチツクハスト

こへたりソレヨリモ猶今前後相違之數ニマツレタリ一義云致仕大臣

シハモトヨリ三條宮之六條院ニ對面之時モ大様成由ヲ申サレタリ

去ハ母宮ノ孝養之時ヨリモ此時ハ猶歎マツレタリト云歟

いししとくろとくろとくろとくろ本依

うらめしうもつとせハまづりつとせ

あまりせれことり成りひひまのふくくありぬる人のすくもとせ

あつたまてふゆしぬしナヨヒスキタケハヒラユナリ

こころとくろとくろおぼゆるも峯雄 深草ノ世也ノ極シヨロアツハ
コトミハカリハヌミツメニナケ

あひまひゆりとりとくろとくろ春無花盛ハアリナメトヒミコトハ命ナリケリ

いまち柳の目みりむぬくひぬぬのひぬぬヨリ合テナクナクエラネニシテ
ワカサミタラハ玉ニヌカサ

むのふもげりもげり孝誼曰孝子之喪親也 父母没斬衰居憂 謂之喪親也

哭弗依礼漸衰 其戸若狹而不及無依遺餘音也

喪事簡素无容儀所以主於長也 親之喪ニカタチツクハスト

こへたりソレヨリモ猶今前後相違之數ニマツレタリ一義云致仕大臣

シハモトヨリ三條宮之六條院ニ對面之時モ大様成由ヲ申サレタリ

去ハ母宮ノ孝養之時ヨリモ此時ハ猶歎マツレタリト云歟

いししとくろとくろとくろとくろ本依

うらめしうもつとせハまづりつとせ

あまりせれことり成りひひまのふくくありぬる人のすくもとせ

あつたまてふゆしぬしナヨヒスキタケハヒラユナリ

こころとくろとくろおぼゆるも峯雄 深草ノ世也ノ極シヨロアツハ
コトミハカリハヌミツメニナケ

あひまひゆりとりとくろとくろ春無花盛ハアリナメトヒミコトハ命ナリケリ

彼形歎

多ふあそりのつらさを

今日カトモアスカトモシラ又白菊ノ
シラスイコヨラフスキワカ身ヲ

受まをみあめ地ほのゆゑそらひらひら
いしらたげえりくさひふふやぶを
かいらはゆきさしてこころにひらひら

楊柳ノ白色ニ名鴨頭草華ヲ青キ色ニヨソ入トモニ現量也

いとあそり志しつらさを 控物語ニイ又宮ハイ出給テ物トモトリ

カリ給テツカニヨシ給ハ父君ノ人コソイトニサナケカルワサハセ又モソヤ

まものびくろふまづり 展眉之物思ナキ軀歎想ナ柔和ノ姿んま

そふのさくりあめあそりまづり 春コトニ花ノ盛ハアリナメト

うらなつ もろもろはなふらふら 竹のこいさてがうれゆきをまをる

イニサウニナニオヒイツラシ竹ノ子ノ 躬植

あまれゆきのあそりまづり 春ハツ花ノ一様ニ咲ハカリ

あそりまづりあそりまづり ありそはるまづり

井ノキノカクニワコヒメヤハ 多集 万葉ニ 潜上同 ニホノスタクニ

せんごいのむともしりのねがきとみづとをなへる夕ぐれをこみあそり

藤原利基の臣右近中将ニテ住侍ケル曹司ノ身一カリテ後人モスス

ナリケルニ妹ノ夜更テモノヨリニウテキケルツ井テニミイレハモトアリシ

サイモイトシケラレキケルニテハウソユニハハリケルハムカシラ

思ヤリテヨル 君カウハシ村ス、キムシノ子 御春有助

こころのむともしりのねがきとみづとをなへる昔伯牙鍾子期ト云テ

二人ノ琴ノ好年アリナリ 鍾子期死メ後今ハキ、ニル人有ニシケレハ

ヨシサシト伯牙絃ヲ絶テヒカサリシ

昔のあそりあめあそりあそりあそり 思ハツミシテモテキ耳ナクサ

世れうらひはるしつらさをあそり 昔ウキツミトアモヒミメ

かぎりあそりあそりあそり 伊行又奥入

さうらこゝろあそりあそりあそり 伊行又奥入

琴ノ音ヲキ、ウケ人ノアルニ コエニツタハルトハ笛ノ音ニモフルコトハツタハル

ト有シコ、口歎

みくをぶまあらうりゆん

如聽神樂耳暫明 琵琶引

志うつさるるあられをい

和琴中二弦

月さうゆるるりかきさうにねおのをすかりぐねもつをさ

おぬるるましくゆりゆらんし

白雲二羽カハニ飛下ノ
カス又ニ光秋ノヨリ月ノ

秋風ニツララハシ又雁金ハ春ハクハトモカヘラサラセ

凡そささむく物ねるるさういれそ

カサムク風ハ夜コトニ吹ニサレ
ワカ思イモカオトツレモセ又

さうづねんをいさう

忠夫妻 平調

こころあたいせしめさうまうさうさうさうさうさうさうさう

心ニハシタ行水ノワカハリイハテオモフワイウニニサレ

まのをさせんころもゆねおのを

こころあたいせしめさうまうさうさうさうさうさうさう

徳声ニツララフスキト云ニ競ハラフソラ

今ノ笛ノ音ノ大将ノ

昔をさねぶいさうこころあたいせしめさうまうさうさうさう

てゆりま 江戸コトハ琴ニヨスハ先ニニ立ク 昔ノ右門御ノ笛ノ音ニ思ウラ

ヘラレムニハユシトイフ

横笛一声天地秋

いもとがしるまをいのこころあたいせしめさうまうさうさう

以毛土安称土以留佐乃也末乃也末安良々支天名止利不礼

曾也可保左留可余也止久末左留可余也 催馬樂呂妹与我

かゆねの月あつてさうさうさうさうさうさうさうさう

子テアカリオシト思夜ライタウニ
子テアカラスハハワウキ

オヒシメシ子ヨリソレキ笛竹ノ末ニ世ナカクサラシモノトハ

あふさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう

オホ方月ヲモテコレソレモレハ人ノ老トナルヲ

かろとがめの一をせうりさうさうさうさうさうさうさう

頼ナツニ 万葉ニ

こころあたいせしめさうまうさうさうさうさうさうさう

さうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう

臨終一念生知是定 経文

さまのいみかみのとまねるものみ々に納む 今諸國與田部長倉 日本記
あつきののだど 阿弥陀大呪へ

あつきののだど 鈴虫ノユエニ冬ノツキノ野ハ
フリマニカクモノニソアリト 草舎
月のえんあつきのつるを 延喜時八月十五夜弘徽殿之萩咲テ

蔵人所ノアノ月宮侍之時ノ身藤原経臣コニタニ孝子ヤキ秋月
雲ノ上ヲ思ハラル 拾遺集
月かろしめいしし物ねらふ切ハあつきのつるを
あつきのつるを イソトテ七月ニ秋ノキモノヲ
ワキテコヨロメツクキチ 三五夜中新月也二十里外故人心 樂天

あつきのつるを 红梅右大臣
朽木系圖
あつきのつるを アタラシク月ト花ト同シクアヒシラシムニセバ
心ニホカク月ヲモテカクハ宿カクアハレナカト の秋のつるを

あつきのつるを 禄取無二人 大将ヲ奉
大衛門 致任子
藤宰相 不入系圖

あつきのつるを 直衣布袴事 西宮抄云上膳者直衣

あつきのつるを 下着下襲隨便不常事也
戀シキハタカ名ハハシニ世中
ツチナキモトイヒハナトモ

あつきのつるを 後漢書列傳光武九王符傳為朝露之行而思傳世之功豈不
惑哉 註蘇子曰人生一世若朝露也託於桐葉耳其與幾何
こころまんがかとむらりつるを 阿ノ山カハイトカスミツ
アホカサカニナル春カサ

あつきのつるを 目連救母經ニハ入り目連母地獄ニ墮ビシテ救テ次第ニ
餓鬼畜生道ヨリ天上ニ生セシ
目連具云摩訶目犍連羅耶那唐大菜叔氏于血蘭盆經云此路餓
鬼事目連救母生天經云在大焦熱地獄中二經參差カ
但救母經大藏目錄外ナリ

